

指定通所介護事業所 デイサービス SARA（さら）らいびーず 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ライブコアサポートが設置運営する、指定通所介護事業所デイサービス SARA（さら）らいびーず（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護サービスを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者等は、要介護状態となり通所介護サービスを利用する高齢者（以下「利用者」という。）が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の生活及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることができるようにするものとする。

2 事業の実施にあたっては、茨城県、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス等との綿密な連携を図ることとする。

（事業者の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス SARA（さら）らいびーず
- (2) 所在地 茨城県ひたちなか市高場二丁目18番地7号

（職員の職種、員数ならびに職務内容）

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 サービス提供時間を通して1名以上

生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるように、事業所内のサービスの調整、居宅

介護支援事業所等の他の機関との連携等を行う。

(3) 介護職員 サービス提供時間を通して4名以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者的心身の状態等を的確に把握し適切な介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は利用者的心身の状況を把握し、異常の発見、異常時の緊急対応などを行う。また、専門的知見を生かした衛生管理、感染症などの未然防止のために必要な事を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、29名とする。

(事業の内容及びサービスの提供)

第6条 事業所の通所介護サービスの内容及び提供方法は次のとおりとする。

(1) 通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

- ア 日常生活上の援助（日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。）
- イ 健康状態の確認
- ウ 機能訓練サービスの提供
- エ 送迎サービスの提供
- オ 入浴サービスの提供
- カ 食事サービスの提供
- キ 相談、助言に関するサービスの提供

(2) 通所介護サービスの提供方法は次のとおりとする。

- ア 次条に規定する通所介護計画に基づき、利用者に対し各種通所介護サービスを提供するものとする。
- イ 通所介護サービスの提供に当たっては、親切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対して十分に説明を行うとともに、各種サービスの継続的な管理及び評価を行うものとする。
- ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

(通所介護計画の作成)

第7条 通所介護サービスの提供を開始する歳には、利用者的心身の状態及び希

望、家族介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成するものとする。ただし、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に対応した通所介護計画を作成するものとする。

- 2 通所介護計画の作成又は変更の歳には、利用者又はその家族に対して当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日

月・火・水・木・金・土・日（年中無休）

(2) 営業時間

午前8時00分から午後5時00分まで

(3) サービス提供時間

午前8時30分から午後4時30分まで

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第9条 通所介護の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- (1) 通所介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは本人負担分の支払いを受けるものとする。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しない通所介護サービスを提供した場合は、実費の支払いを受けるものとする。
- (3) 前号の費用の支払いは、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行ったうえで、支払いに同意する文書に署名または記名押印を受けるものとする。
- (4) 食費 昼食300円／一食
(延長利用時 夕食500円／一食) とする。
- (5) 送迎費用は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、日立市、水戸市、東海村とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、通所介護サービスの利用に当たって、次の各号に掲げる事について留意しなければならない。

- (1) 利用者は、職員の指示に従い、危険な行為等は慎まなければならない。
- (2) 利用者及び家族は、心身の変化など養護上必要と思われる事項があるときは、その旨を職員に伝えなければならない。
- (3) 利用者は、機能訓練等を受ける際に、利用者に関して、特に主治医の意見又は医療機関等からの情報や指示等が必要と思われる場合は、別途必要な書類を提出しなければならない。

(地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等との連携)

第12条 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供に当たって、包括支援センター、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第13条 事業所は、通所介護サービスを提供した場合には、その提供日及びその内容、その他必要な事項に関して、利用者の居宅サービス計画を記した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(衛生管理等)

第14条 通所介護に使用する備品等の清潔の保持に努めるため、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努め、自らの健康管理に留意するものとする。

(緊急時における対処方法)

第15条 事業所の職員は、通所介護サービスを提供中に利用者の病状急変、他の緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族及び主治医等に

連絡し、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告することとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所の職員は、通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の非難等迅速かつ適切な措置を講じることとする。

2 管理者は、通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合の対応のため、日常的に避難経路の確認及び誘導の方法ならびに関係機関との連絡方法等を確認し、具体的な対処に備えなければならない。また、管理者は、非常災害時に備えるため、定期的に非難及び救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(秘密の保持)

第17条 職員等は、利用者及びその家族に関して業務上知り得たことについて、秘密保持を厳守しなければならない。

2 事業所は、その職員などであった者に対し、利用者及びその家族に関して業務上知り得たことについて、秘密を漏らす事のないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第18条 通所介護サービスの提供に関する利用者からの苦情等について、迅速かつ適切に対応するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 受付窓口の設置及び担当者の配置
- (2) 苦情等に関する必要な調査の実施
- (3) 改善措置の実施
- (4) 利用者又はその家族に対する説明の実施
- (5) その他必要な措置

(損害賠償)

第19条 通所介護サービスの提供に伴って、賠償すべき事故等が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。

(記録の整備)

第20条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録や茨城県条例に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業者は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定（責任者：鈴木 将太）
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年2回）
- (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
- (4) その他虐待防止のために必要な措置（高齢者虐待防止委員会の開催、指針の整備）

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(利益供与の禁止)

第22条 利用者が通所介護サービスを利用するに際して、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又はその従業者が、利用者に特定の事業所によるサービスを利用させることとした場合、事業所はその代償として当該地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又はその従業者に対して、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

(その他運営についての留意事項)

第23条 管理者は、職員等の資質の向上を図るため、概ね次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 隨時

第24条 この規定に定められるもののほか、必要な事項は設置者が別に定めるものとする。

附則 この規定は、平成24年12月1日から施行する。

平成25年8月7日、一部改定。
平成27年4月9日、一部改定。
平成30年3月10日、一部改定。
平成30年4月1日、一部改定。
平成30年8月1日、一部改訂。
平成30年9月1日、一部改訂。

平成30年11月1日、一部改訂。

令和2年1月1日、一部改訂。

令和3年12月1日、一部改訂。

令和6年10月11日、一部改訂。

令和7年7月1日、一部改訂。

令和7年8月1日、一部改訂。